

○入寮願い出に係る手続きについて

提出書類等について

北海道大学（以下「本学」という。）学生寮に入寮を希望する者は、以下の提出書類を角形2号封筒に入れ、所定の受付期間内に、本学函館キャンパス事務部学生担当に提出してください。

本学所定の様式以外については、「住民票（場合により戸籍謄本）」及び「所得（課税）証明書」を除き、写し（コピー）で構いません。

(1) 必ず提出する書類

①提出書類確認表

②北海道大学学生寮入寮願・希望調書（別紙様式1号）

③同一生計の家族に関する所得を証明する書類

A 令和5年度分課税（非課税）証明書（市役所等で発行されます）

※ 市区町村民税の「所得割額」が記載されているものを必ず提出してください。

・所得の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分（申請者本人を含む）の証明書を提出してください。（未就学児童及び就学者（収入が無い者）を除く。）

B. 令和4年分源泉徴収票の写し【給与所得者の場合】

C. 令和4年分確定申告書の写し【給与所得者以外（事業所得等）の場合】

（確定申告書は、「第一表（A表またはB表）」と「第二表」を必ず提出すること）

※給与所得者についても、確定申告をしている場合は「確定申告書」を提出すること。

※母（父）が父（母）の扶養になっていない場合は、母（父）の所得の証明書も提出すること。

※源泉徴収票の写し・確定申告書の写しは、令和4年分以外のものは不可とする。

※市町村等発行の「所得（課税）証明書」は不可とする。

④「入寮選考結果通知」送付用封筒（長形3号）

※94円分の切手を貼付すること。

※源泉徴収票又は確定申告書を提出する場合でも、**課税（非課税）証明書の提出は必要**です。

※同一生計の家族で所得のある者又は令和5年度に就職等のため所得が見込まれる者については所得に関する書類が必要です。詳細は「関係書類等一覧表」をご覧ください。

(2) 家庭状況により提出する書類

「関係書類等一覧表」を確認のうえ、該当する書類を提出してください。

提出書類の記入について

提出書類の記入にあたっては、以下の記入要領を参照し、記入漏れがないように注意してください。

なお、提出書類は、原則として令和5年10月1日現在における状況を記入してください。

また、記入にあたっては、必ず黒のペンまたはボールペンを使用してください。

提出書類確認表

必要事項を記入のうえ、申請書類の一番上にして提出すること。

入寮願・希望調書

本調書は、入寮選考において重要な資料となりますので、以下の記入要領を参照し、必要事項を漏れなく正確に記入してください。

なお、故意に事実と反して本調書を記入した場合は、入寮後においても入寮の許可を取り消すことがあります。

【入寮を願い出る者（本人）および保証人】欄

- ア. 願出者（本人）と保証人がそれぞれ自署すること。
- イ. 保証人は、親権者または学資支給人とする。
- ウ. 後日、記入内容等について確認を行うことがあるので、保証人の電話番号は必ず連絡の取れる番号を記入すること。

【希望区分】欄

記入不要。

【通学区分】欄

本学入学後の通学区分について該当するものを○で囲むこと。

【所属・学年】欄

- ア. 学部在学者・・・令和5年10月1日現在の所属学部、学科の名称及び学年を記入すること。
- イ. 大学院在学者・・・令和5年10月1日現在の所属研究科等、専攻、課程の名称及び学年を記入すること。

【学生番号】欄

在学者のみ記入すること。

【受験番号】欄

志願者（大学院に進学する者）のみ記入すること。

【現住所・電話番号】欄

願出時点の住所及び電話番号で、願出者（本人）に確実に連絡できるものを記入すること。

【独立生計・最短修業年限超過者】欄

該当する者は☑を付けること。

【入寮希望理由等】欄

入寮希望の理由を具体的に記入すること。

【同一生計の家族（就学者を除く）及び所得】欄

同一生計の家族とは、同居・別居を問わず願出者と生計を一にする者全員のことをいいます。働いている兄弟であっても、同一の住居に居住している家族は、原則として同一生計の家族とします。同一の住居に居住していない場合でも、願出者の父母が仕送りをしているなど、主として扶養している者がいる場合は、その者を同一生計の家族とみなします。また、扶養控除を受けている扶養親族（「源泉徴収票」の「控除対象配偶者」欄に「有」となっている者及び「扶養親族の数」欄に記載されている者、「確定申告書」第二表の「配偶者（特別）控除・扶養控除」欄に記載されている者）については、必ず記入してください。就学者以外の家族に何らかの収入がある場合は、その種類に応じた証明書類を添付してください。

- ア. 父母は必ず記入し、「就学者を除く家族」欄は同居・別居を問わず願出者と生計を一にする者全員（就学者を除く）を記入すること。なお、就学者は「就学者」欄に記入すること。

- イ. 「続柄」欄について、続柄を記入し、家計支持者の続柄の左に○印、願出時に別居している者の続柄の左に×印を付けること。
- ウ. 大学院志願者または大学院在学者で、独立生計として申請を希望する者も、父母の氏名、年齢、職業を記入し、各々の職業等に応じた所得を証明する書類等を添付すること。
※父母から独立して生活せざるを得ない特殊な事情の有無は本学において認定します。
- エ. 「続柄」欄について、願出者が結婚している場合は、配偶者を「夫」又は「妻」と記入すること。
- オ. 別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、生計を一にしない別居の祖父母は記入しないこと。
- カ. 願出時には同居しているが、令和5年10月1日現在で就職等（就学は除く）により別居独立生計が予定されている家族については、続柄の左に×印を付け、予定されている状況を「入寮希望理由等」欄に記入すること。
- キ. 願出時点で死亡している者については記入しないこと。
- ク. 「年齢」欄は、令和5年10月1日現在で記入すること。
- ケ. 「職業」欄は、国家公務員、会社員、小学校教諭、食料品小売業など具体的に記入すること。専業主婦、家事手伝い、無職等の場合も必ずその旨を記入すること。
- コ. 父又は母が死別、離別している場合等については、「職業」欄にその旨を記入すること。また、「特別控除」欄の「母子・父子世帯」に○を付け、その年月と理由（死別・離別等）を記入すること。

【所得】

- ア. 「給与所得の収入金額（税込）」には、給料・賞与・遺族の扶助料・年金・恩給・専従者給与、生活保護法による扶助料、失業給付金、児童手当等を含む。
- イ. 「給与以外の所得金額」欄には、該当する種類別に、原則として令和4年分（1月～12月）の収入額（給与所得・給与以外の所得）を記入すること。ただし、前年途中で就職・転職（開業・転業等を含む）をした場合は、現勤務先における年収が源泉徴収票及び確定申告書からは確認できないため、願出時現在の月収、賞与などを考慮して推定年収を記入し、「年収見込申立書」を併せて提出すること。
- ウ. 新たに就職が予定されている場合は、「年収見込申立書」の該当欄に記入のうえ、就職予定先の証明を受けた「年収見込証明書」または給与等の額が記載された求人票等を添付すること。
- エ. 児童手当（小学校・中学校の就学者がいる家族）、児童扶養手当（母子家庭等）等については、願出時において支給対象者がいる場合、令和5年度分（令和5年4月～令和6年3月）の支給予定額（年額）を記入すること。
- オ. 日本学術振興会特別研究員は「職業」欄にその旨を記入し、年度内に受給予定の研究奨励金の総額を「給与・役員報酬」欄に記入する。なお、金額については非課税分を含む金額を記入する。また、令和5年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には、採用通知等の写しを併せて提出すること。
- カ. 前年に収入のあった者が失業している場合は、失業給付金等の金額を記入すること（雇用保険受給資格者証に記載の日額と給付日数から算出）。併せて「年収見込申立書」の該当欄に記入のうえ、雇用保険受給資格者証の写しを添付すること。
- キ. 同居または願出者と生計を一にする祖父母がいる場合は、年金や恩給の受給状況を確認すること。受給している場合は「年金・恩給所得内訳書」に必要事項を記入し、年金・恩給の源泉徴収票または年金改定通知書の写し等を添付すること。年金については非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず記入すること。
- ク. 遺族の扶助料・年金・恩給・生活保護法による扶助料・失業給付金についても、支払い先発行の証明書（支払金額記載のもの）等を添付すること。
- ケ. 本人のアルバイトについては、本人の「アルバイト」欄に前年実績について記入し、

源泉徴収票又は確定申告書を添付すること。これらの書類がない場合には直近3か月分程度の給与明細書を添付すること。ただし、令和5年10月1日現在でアルバイト先を退職する予定がある場合は記入しないこと。

- コ. 家計支持者が配偶者特別控除を受けている場合は、配偶者の給与の源泉徴収票の写しを必ず添付すること。
- サ. 金額は、千円単位で記入すること（千円未満切捨）。
- シ. 「関係書類等一覧表」を確認のうえ、所得に応じて該当する必要書類を提出すること。

★ 所得の記入方法について

① 「給与所得の収入金額（税込）」欄の記入について

- 源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を千円単位（千円未満切捨）で記入すること。
- 複数の給与所得（年金、児童手当、児童扶養手当、生活保護費、アルバイト等）がある場合は、入寮希望調書の該当する欄にそれぞれの金額を記入し、合計欄に合計金額を記入すること。

1) 所得が給与収入のみの場合

給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」を千円単位で記入すること。

※入寮希望調書の「給与所得の収入金額（税込）」の「給与・役員報酬」欄に6,202千円、「給与所得の収入（税込）合計（A）」欄にも同じ金額を記入すること。

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票																			
支払 を受ける 者	住所又は 居所	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目										氏 名	(受給者番号)						
													(フリガナ)						
													ホクダイ タロウ						
												(役職名)							
												北大 太郎							
種 別	支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額						
給 与	6 202 440				4 420 000				1 103 701				235 700						
控除対象配偶 者の有無等	配偶者特別 控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)				社会保険料 等の金額				生命保険料 の控除額					
有 無 従 有 従 無	千 円	特 定 老 人 其 他 特 別 其 他				千 円				千 円				千 円					
有 無 従 有 従 無	千 円	人 従 人 内 人 従 人 其 他 特 別 其 他				千 円				千 円				千 円					
有 無 従 有 従 無	千 円	2				673 701				50 000				0					
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額												円 国民年金保険料等の金額				円			
												配偶者の合計所得				千 円			
												個人年金保険料の金額				千 円			
												旧長期損害保険料の金額				千 円			
未成年者	乙 欄	本人が障害者 特別 其他	寡 一 般	寡 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職 就職 退職 年 月 日				受 給 者 生 年 月 日					
														明 大 昭 平 年 月 日					
支 払 者	住所(居所) 又は所在地																		
	氏名又は 名 称																		
整理 欄	①	②																	

前年1月以降に就職・転職した場合には、現勤務先での1年間分の所得が確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を使用して1年間分の所得を証明してください。

2) 給与収入と年金収入がある場合

給与収入と年金収入がある場合には、入寮希望調書の該当欄に金額を記入すること。

※給与収入6,202,440円、年金収入1,200,800円の場合、入寮希望調書の「給与・役員報酬」欄に「6,202」千円、「年金・恩給」欄に「1,200」千円と記入し、「給与所得の収入（税込）合計（A）」欄に「7,402」千円と記入すること。

②「給与以外の所得金額」欄の記入について

○事業所得のみの場合

確定申告書「第一表」及び「第二表」を用意し、確定申告書の「所得金額」欄にある合計金額を記入すること。

○給与所得と事業所得による複数の所得がある場合

確定申告書の「収入金額等」欄に記載された該当する収入額（給与・年金等）を「給与所得の収入金額（税込）」の該当欄に記入すること。さらに、事業所得分について「所得金額」欄の該当する事業所得額を、「給与以外の所得金額」の該当欄に記入すること。

- 3) 確定申告書において、公的年金と営業所得(商業)、不動産所得(地代)がある場合
公的年金は「収入金額等」欄に記載されている金額を「給与所得の収入金額（税込）」欄に、営業所得、不動産所得は「所得金額」欄に記載されている金額を「給与以外の所得金額」欄に記入すること。

令和4年分の所得税の確定申告書B

令和4年4月3日

住所 札幌市北区北17条西8丁目

氏名 北大 太郎

性別 男

生年月日 3/32/12/10

電話番号 011-000-0000

第一表 この用紙は控用で

収入金額等	事業所得等	8000000	税	課税される所得金額	4540000
不動産所得	6000000	金	①-⑤又は第三表	4805000	
利子		の	上の②に対する税額		
配当		計	又は第三表の⑥		
給与		算			
給付					
年金等	4500000				
その他					
総合課税					
短期					
長期					
一時					
所得金額	事業所得等	4500000			
不動産所得		4800000			
利子					
配当					
給与					
給付					
年金等					
その他					
総合課税・一時					
⑥+[(⑥+⑦)×2]					

「給与所得の収入金額（税込）」の「年金・恩給」欄に記入。

「給与以外の所得金額」の該当する欄に、確定申告書の所得金額欄に記載された金額（売上から必要経費を差し引いた金額）を記入。この例では、「事業所得」欄と「利子・配当・家賃・地代」欄にそれぞれ記入。

【就学者（本人を除く）】欄

「就学者」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、専攻科、別科を含む。研究生、聴講生、科目等履修生は除く。放送大学については、全科履修生に限る。）、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者です。

- ア. 令和5年10月1日時点で就学している者（就学予定の者を含む）を記入すること。
イ. 兄弟姉妹の「年齢」「在学学校名」「学年」及び「通学区分」の各欄は、令和5年1

0月1日現在で記入すること。なお、進学予定者で願出時に進学先が決定していない場合は、志願先の学校名（志願先が複数の場合は、第一志望の学校名）を記入すること。

- ウ. 国・公・私立の設置区分は、該当するものを○で囲むこと。
- エ. 在学学校名は正確に記入し、大学生の場合には課程（学部・修士・博士等）についても記入すること。
- オ. 「学校区分」欄及び「通学区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- カ. 予備校、各種学校、高等技術専門学校（旧職業訓練校）、航空大学校、防衛大学校等に在学する者は、本欄ではなく、「就学者を除く家族」欄に記入すること。
- キ. 昼間に会社等で勤務し、夜間に学校へ通学している者は、「就学者を除く家族」欄と「就学者（本人を除く）」欄の両方に記入し、職業欄に職業名と併せて「就学者」と記入すること。
- ク. 専修学校（高等課程・専門課程）に在学する場合は、「在学学校名」欄に学校名と所在地（市区町村まで）を記入すること。

【家族数】欄

- ア. 本人を含む同一生計の家族の人数を記入すること。
- イ. 源泉徴収票もしくは確定申告書の「扶養親族の数」と入寮希望調書の家族数が一致しない場合は、その理由を「入寮希望理由等」欄に記入すること。

【奨学金】欄

願出者（本人）が令和4年4月から令和5年3月までの1年間に奨学生として受給した返還義務のない奨学金について記入すること（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金等、貸与を受けている奨学金で返還の義務が生じるものは除く）。

【特別控除】欄

該当する項目がある場合は必ず○を付け、必要事項を記入すること。また、「関係書類等一覧表」を確認のうえ、該当する証明書類等を添付すること。証明書類等がない場合には控除を受けられないので、注意すること。

(1) 「母子・父子世帯」の控除

母子・父子世帯で生別の場合は、養育費の有無について入寮希望理由等欄に記載し、「有」の場合はその金額を「給与以外の所得」欄に記入すること。

(2) 「障害者がいる世帯」の控除

障害者の控除の対象は、次のa～eのいずれかとする。該当する場合は、その人数を記入すること。

- a. 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に「身体障害がある人」として記載されている者またはこれに準ずる者
 - b. 公害疾病の認定を受け、身体上の障害のある者
 - c. 原子爆弾による被爆者
 - d. 心身喪失の状況にある者、知的障害者
 - e. 常に就床を要し、自分で排泄できない程度以上の者で複雑な介護を必要とする者
- ※障害者の更生医療費で(4)「長期療養者（6か月以上）がいる世帯」の控除のa～eに該当する支出については、「長期療養者」の控除も受けることができるので、該当する場合は「障害者がいる世帯」の「医療費」欄に必要事項を記入すること。

(3) 「生活保護世帯」の控除

生活保護費を同一生計の家族（就学者を除く）及び所得の「給与所得の収入金額（税込）」に記入の上、生活保護決定通知の写しを添付すること。

(4) 「長期療養者（6 か月以上）がいる世帯」の控除

長期療養者の控除の対象は、願出時において6 か月以上にわたる期間療養中の者、または療養が必要と認められる者とする。控除額は、願出時までの直近の6 か月から1 年までの間に支出した金額とする。

控除の対象とする費目は、a～e のいずれかのうち、健康保険の対象となる場合のみとする。ただし、高額療養費制度により、健康保険組合等から医療費の給付（還付）を受けた場合や損害賠償等により補てんされた場合は、上記の支出額から給付額や補てん額を控除した金額が控除の対象となる。

- a. 医師、歯科医師に対して支払った診療代・治療費
- b. 入院費（保険内診療分のみ対象。保険外診療の特別室料・診断書料等・食費については対象外）
- c. あんま師、はり・きゅう師、柔道整復師等に支払った費用
- d. 看護人に対して支払った費用
- e. 治療又は療養のため支出した医薬品代

(5) 「家計支持者別居世帯」の控除

家計支持者が別居のため特別に支出している住居費・水道光熱費（家賃・電気・ガス・水道・燃料費）の実費に限る。控除額は、願出時から遡って1 年以内に支出した金額とする。

※別居している家計支持者の所得は、世帯へ送金される金額を計上するのではなく、所得金額をすべてその世帯の収入として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを、あらためてここで控除します。なお、別居している家族への送金、通信費、交通費等は控除の対象とはなりません。

(6) 「1 年以内に被災した世帯」の控除

入寮願出時点から遡って1 年以内に火災、風水害、盗難等の被害を受けたために支出が増大もしくは収入が減少し、将来長期（2 年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限る。控除額は、原則として次の a, b のとおりとするが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は、控除額から除く。該当する場合は、被害額を記入し、入寮希望理由欄に被害の内容等を記入すること。

- a. 日常生活を営むために必要な資材に被害をうけた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費・修理費等
- b. 生活手段（田・畑・店舗等）に被害をうけた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額

※単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意してください。

【長期療養者・障害者】欄

長期療養者（願出時において6 か月以上の期間療養中又は療養が必要と認められる者）及び障害者については、「特別控除」欄に必要事項を記入するとともに、該当者に関する事項を本欄に記入する。

提出にあたって

角形 2 号封筒に提出書類をすべて封入し、「入寮願・希望調書在中」と朱書きのうえ郵送により提出すること。

本学在学者で、学生担当窓口に直接提出する場合においても、必ず角形 2 号封筒に「入寮願・希望調書在中」と朱書きのうえ提出書類を入れて提出すること。

問合せ先

北海道大学函館キャンパス事務部学生担当

〒041-8611 函館市港町 3-1-1

TEL 0138-40-5507（直通）／ FAX 0138-40-5531